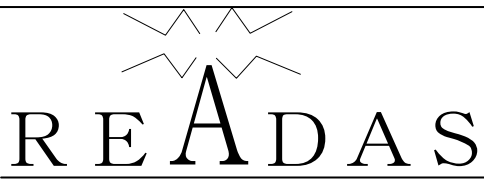


第 5208 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月16日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続時精算課税制度の概要

Q：贈与税には、相続時精算課税制度というものがあるそうですが、どのような制度なのですか？

A：暦年贈与（一般の贈与）とは区別され、一度選択するとずっと使い続けなければなりません。

【解説】

相続時精算課税制度とは、60歳以上の親、祖父母から20歳以上の直系卑属である推定相続人及び孫への贈与について認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与は非課税、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかるというものです。その贈与した財産の価額は、相続時に相続財産として持ち戻し（加算）をして相続税を計算し、その際に納めた贈与税額がある時は、これを精算（相続税額から控除）して課税するというものです。この制度を活用すると、2,500万円までの贈与については贈与税がかからず、また、2,500万円を超える部分があっても、20%という低い税率で計算した税額を納めるだけで済むので、大きな財産を生前贈与することができるのですが、一度選択すると二度と取消しはできないことになっていますので、選択をする際は慎重に検討してください。

なお、この制度は、父、母、祖父、祖母ごとに、また子、孫ごとに適用選択ができることとなっていますので、たとえば、父親から長男には適用するけれど、母親からは適用しないとすることもできますし、兄弟のうち一人だけに適用するということができます。

